

お知らせ information

お知らせ

限度額認定証の更新

「国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。現在認定証を交付されている方には、7月中旬に申請書をお送りします。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、町民生活課に申請書を提出してください。8月以降に入院、または高額な外来診療の予定がない方は、再度申請する必要はありません。

また今後入院などにより新たに認定証が必要となる

方は、町民生活課で申請の上、交付を受けてください。

高齢受給者証の更新

認定証の更新においては、平成25年分の所得を基に区分判定を行い、この区分に応じて医療機関の窓口で支払う限度額が決定となります。国民健康保険に加入している世帯で未申告の方がいる場合は、上位所得として判定されますので、忘れずに申告を行ってください。認定証の区分は、平成25年中の所得や加入者の異動により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国民健康保険の加入者で、70歳から74歳までの方に交付している「高齢受給者証」の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。新しい「高齢受給者証」を7月下旬にお送りします。

新しい「高齢受給者証」を7月下旬にお送りします。自己負担割合は、平成25年中の所得により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお有効期限が切れた認定証は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

【新しい認定証】

有効期限：平成27年7月31日

【古い認定証】

有効期限：平成26年7月31日

町民生活課

72-16933

なお有効期限が切れた「高齢受給者証」は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

【新しい高齢受給者証】

有効期限：平成27年7月31日

【古い高齢受給者証】

有効期限：平成26年7月31日

町民生活課

72-16933

小野町戦没者追悼式を 開催します

幾多の戦禍の犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、恒久平和への誓いを新たにするため、下記により小野町戦没者追悼式を開催します。戦没者のご遺族の方は、参列いただけますようご案内します。

◇日時 7月24日(木)
午後1時30分から

◇場所 勤労青少年ホーム小ホール

健康福祉課 ☎ 72-6934

後期高齢者医療被保険者 証(保険証)の更新

後期高齢者医療保険の保険証の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。新しい保険証を7月中旬にお送りしますので、8月1日以降は新しい保険証をご使用ください。

なお有効期限が切れた保険証は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

【新しい保険証(ピンク色)】

有効期限：平成27年7月31日
【古い保険証(オレンジ色)】
有効期限：平成26年7月31日

町民生活課

72-16933

夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施
「子供と高齢者の交通事故防止」

平成26年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動が7月16日から25日までの10日間の日程で実施されます。